

令和2年第7回別府市農業委員会総会議事録

日 時	令和2年7月3日（金）午後2時00分
場 所	別府市役所 農業委員会室
招集者	別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次 第	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 議事
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積配分計画の意見について
報告第1号	農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について (1) 農地法第3条の3の規定による届 (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届 (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届
報告第2号	証明願に対する証明事項の報告について

報告第3号

農地基盤整備届出書について

日程第3 その他

出席委員 6名

※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 0名

※ 番号は議席番号

出席職員 事務局長 久恒 美千代

局長補佐 藤本 智美

主査 加藤 満江

午後1時40分 開会

(局長) それでは、只今より令和2年第7回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は6名で、委員数6名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長に許可をもらって下さい。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

(会 長) 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染も完全に収束したわけではありませんが、県境を越えた移動も解除され、徐々に人の流れも活発になっているような状況です。しかしながら以前のような活気ある別府の街に戻るには、まだまだ時間もかかり、事業者の皆さんにとっては、今後も厳しい状況が続くことが危惧されます。今後も皆で協力しあいながら、この難局を乗り越えたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

また、現委員のメンバーでの総会は本日が最後となります。去年はこれまでにない、別府市農業委員会の危機をむかえ、委員の皆さんには大変なご心配とご苦労をおかけいたしました。大変厳しい状況の中で、委員全員が一丸となって対応していただいた結果、現在の農業委員会がある、と考えております。

別府市農業委員会として、新しいスタートを切った年であると思います。

私自身といたしましても、ともに苦難を乗り越えた、このメンバーを大変誇りに感じております。

特に、今期で退任されます、浜川職務代理者には、大変な思いで対応をしていただいたことを、心より感謝をしております。

7月20日には新しいメンバーとなりますが、別府市農業委員会がますます発展していくため、皆で力を合わせ、頑張ってまいりたいと思います。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、審議事項以外の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けいたしたいと思います。

それでは、只今より令和2年第7回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。まずはじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(局 長) 本日の総会議案については、お手元にお配りしております、議案資料の2ページ

目にございますのでご覧いただきたいと思います。

それでは、総会会議規則第7条により、「会長は総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(議長) ご異議がないようでありますので、1番 齊藤委員、2番 佐藤委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の1ページをご覧ください。議案資料は1ページから6ページとなっています。議案第1号に伴う申請書と営農計画書です。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」

番号1

貸付人 別府市の無職の方

借受人 別府市の会社役員の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字野田 畑(畑)外11筆

譲受人の経営状況 自作、小作、貸付農地はなし

世帯構成は4人家族

申請の理由 貸付人 高齢のため、農地の耕作が困難となった。

借受人 祖母の農地を守るため、耕作したい。

という事です。以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第1号について、地区担当推進委員の伊藤委員に出席していただいておりますので、補足説明をお願いします。

(伊藤委員) 実際、土地を周って見ましたが、耕作すれば支障はないと思います。

1か所、稲を植えているところがありました。

(議 長) 只今、事務局及び伊藤推進委員の説明が終わりました。議案第1号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(佐藤委員) 議長、よろしいですか。

(議 長) どうぞ。

(佐藤委員) 私も一応、現場を見てまいりました。もうすぐにでも耕作できるようにしてましたので、土地に関しては問題ないと思います。

(議 長) はい、ありがとうございます。

他にありませんか。

(委員) なし。

(議長) 特にご質問等もないようにあります。議案第1号について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なし、とのことであります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

伊藤委員、ありがとうございました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは説明いたします。議案2ページです。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」

資料は7ページから9ページです。

番号1

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の農業をされている方

区分 都市計画区域外・その他の区域

申請の土地 大字内成 田（荒地）外1筆

施設の概要 農業用資材置場として、現況のまま使用

転用の時期 許可あり次第

理由 譲渡人 申請地は自作地から離れており、耕作不便なので隣接宅地使用者で

ある譲受人に譲り渡したい。

譲受人 申請地は自宅に隣接している為、農業用資材置場として譲り受けたい、ということです。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第2号について、地区担当農業委員の園田委員から補足説明をお願いします。

(園田委員) 現場を見に行きました。かなり荒れておりました。農地として復旧するのは無理かな、という状況です。一部道路の拡張によって、一部の土地を取られて、登記はしていないようなことを言っていました。以上です。

(議 長) 只今、事務局及び園田委員から説明が終わりました。議案第2号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見、ご質問もないようであります。議案第2号について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号です。

「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

(事務局) 3ページをお開きください。

議案第3号「非農地証明願について」、資料は11ページと12ページです。

番号1

申請人 別府市の方 持ち分4分の1 外2名

区分 市街化区域

申請の土地 石垣東 田(宅地)外1筆

申請地の状況 宅地

理由 約30年前に共同住宅を建設したが、住宅用地に係る4筆の内、2筆のみ地目変更手続きをしていなかった、ため。

以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号について、地区担当農業委員の佐藤委員から補足説明をお願いします。

(佐藤委員) アパートが建ってその周りが、駐車場になっていて、宅地がその周辺にあるので、もうこれは非農地でよいと思います。

(議長) 只今、事務局及び佐藤委員から説明が終わりました。議案第3号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員) 特になし

(議長) ご意見、ご質問もないようであります。議案第3号について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なし、とのことであります。

議案第3号「非農地証明願について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積配分計画の意見について」、一括して事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、資料は4ページです。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積配分計画の意見について」です。

番号1

貸付人 別府市の方（公益社団法人経由）

借受人 別府市の株式会社

区分 農振地域・農用地区域

賃借権を設定する土地 大字東山 田（田） 外10筆

賃貸料 10a 当たり 3500 円

借受後の経営 水稻

機構借受期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間

借受人への貸付期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間

選定理由 公募に応募した者とマッチングした結果、条件等が適合したため

6ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用配分計画の決定について

番号 2

利用権を設定する者 別府市の方

利用権を受ける者 別府市の方

区分 都市計画区域外 農振地域・農用地区域

利用権を設定する土地 大字東山 田（田）外 1 筆

利用権の種類 賃借権

利用内容及び方法 水田及び野菜栽培

期間 令和 2 年 7 月 3 日から令和 9 年 7 月 2 日

賃借支払 直接

設定の理由 利用権を設定する者 耕作困難なため

利用権を受ける者 経営規模拡大のため

以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 4 号 番号 1 及び番号 2 について、地区担当農業委員の浜川委員から補足説明をお願いします。

(浜川委員) 現場は見ております。同じく担当地区の推進委員さんとも意見交換というか、説明なども受けまして、この申請については、差支えないものと判断出来ます。

以上でございます。

(議 長) ありがとうございます。只今、事務局及び浜川委員から説明が終わりました。議案第 4 号 番号 1 及び番号 2 について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) 特になし

(議 長) それでは、採決は1件づついたします。まず、議案第4号 番号1について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なし、とのことであります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積配分計画の意見について」、番号1は、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号 番号2について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なし、とのことであります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」、番号2は、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)から(3)について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。報告第1号につきましては、報告事項でありますので、ご了承ください。

次に報告第2号「証明願に対する証明事項の報告について、何かご質問等があれば、お受けします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。報告第2号につきましても報告事項でありますので、ご了承ください。

最後になります。

報告第3号「農地基盤整備届出書について」、です。

ご質問等があればお受けいたします。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。報告第3号につきましても報告事項でありますので、ご了承ください。

以上をもちまして、令和2年第7回総会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 05 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 _____ 長 _____ 印

署名委員 _____ 1 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 2 番 委 員 _____ 印